



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南西部振興) 一
- " " (東部振興) 一
- (川越比企振興東松山事務所) 二
- " " (NPO活動推進課) 二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定の一部解除 (水環境課) 二
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課) 三
- 農業振興地域の区域の変更 (農業政策課) 三
- 熊谷中央土地改良区の役員就任届 (大里農林振興センター) 四
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 五
- " " (") 五
- " " (") 五
- 測量法に基づく公共測量の終了 (") 五
- 志木都市計画事業西原特定土地

- 区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課) 五
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更 (第八回)に係る事項の公告 (") 五
- 草加都市計画公園の変更に係る図書の写真の縦覧 (公園スタジアム課) 五
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 六
- " " (") 六
- " " (") 六
- " " (") 六
- " " (") 六

告示

埼玉県告示第千二百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Rainbow Earth Family

三 代表者の氏名
一倉 利子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市鶴馬二六一六一一ダ

イセイビル三〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、老若男女を対象に、霊的な意味合いの濃いスピリチュアルという用語を心身医学的な観点を持って多角的に追求し、真のスピリチュアル性へと啓蒙することによって、真の健康には「心」が関与していることを普及し、少子高齢化の時代の中で生み出されている生活不安・子育て不安・健康不安などのストレスを軽減していく運動を広げることにより、「心の波動」を高め、老若男女の健康感の増幅、幸福感の増幅に寄与し、未病の概念形成、犯罪の防止、平和な家庭、平和な社会への貢献を目的とする。

埼玉県告示第千二百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MCKコミュニティ

三 代表者の氏名

山口 和宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市備後東八丁目三十番

十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、M(みんな)C(地域)K(暮らそうよ)という理念の下に、障がいのある人もそうでない人も地域との繋がりを重視し、誰もが普通に地域で暮らせるまちづくりを目指す活動を推進及び地域の保健、医療又は福祉の増進を図ることを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比

企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを

利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活工房「つばさ・游」

三 代表者の氏名

高橋 優子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町みどりが丘二丁目十五番地二十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、小川町を愛する者達により、顔と顔の見える相互扶助の市民共生ネットワークの仕組みを作り、小川町の里地里山環境が生み出す豊かな地域資源を活かして「食」と「エネルギー」の自給モデルを築くことを目的とする。そして、それに必要な様々な社会的要素のあり方を、町づくり、人づくりの観点から研究提案し、運営する事業を行い、地域・日本社会に生きる人々全体の利益に寄与することとする。

埼玉県告示第千二百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぷらすいいこと箱島 武

三 代表者の氏名

箱島 武

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区宮前町七一〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対しスポーツ活動の提供と共に行うボランティア活動や慈善活動等を行うことで、人との繋がりの形成や地域のコミュニティの発展を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十四号

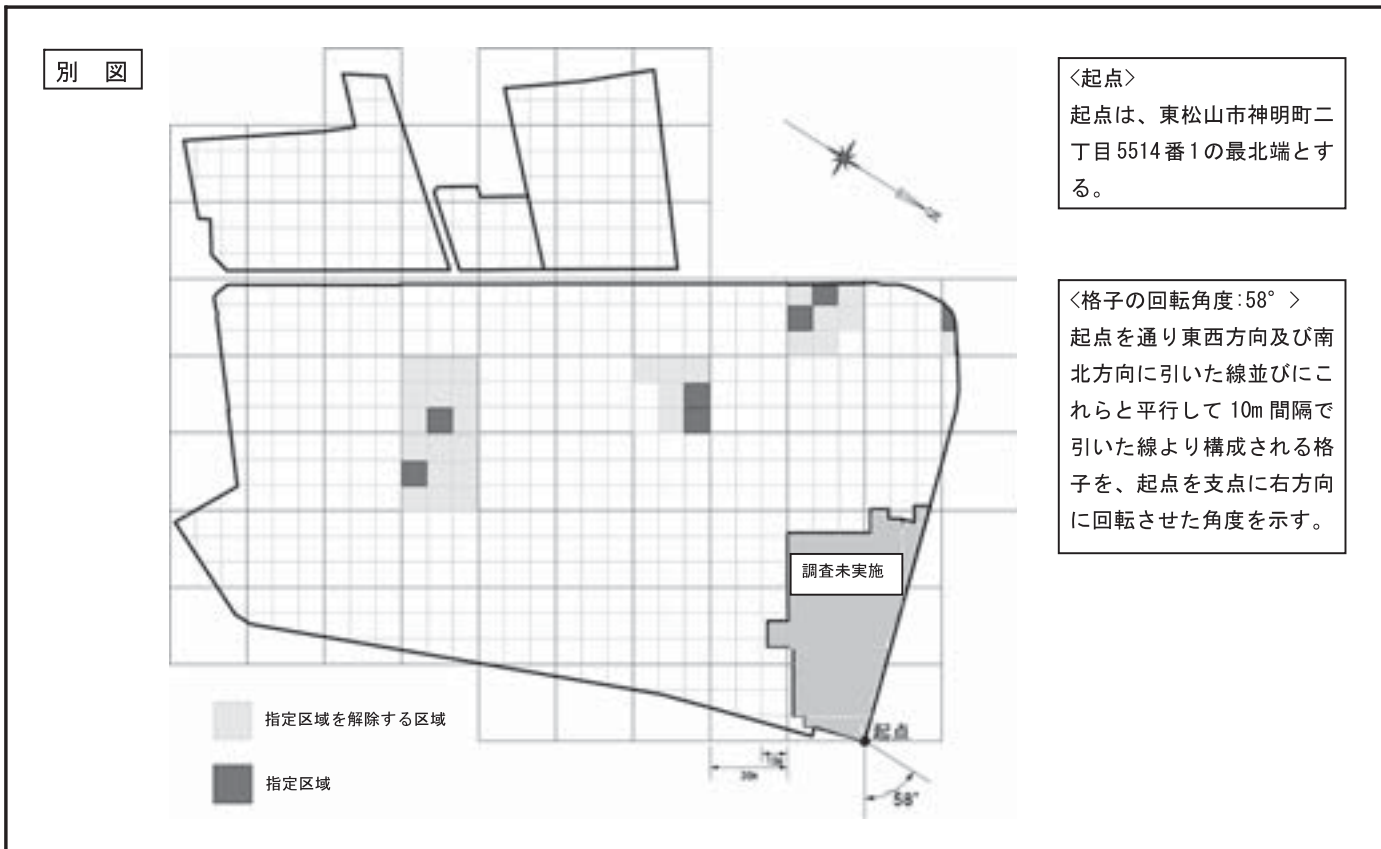
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成二十一年埼玉県告示第五百九十二号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

解除する区域

別図のとおり(東松山市神明町二丁目一六二七番一の一部、一八八八番一の一部、一八八八番六の一部及び五五一四番一の一部)



〈起点〉
 起点は、東松山市神明町二丁目5514番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:58°〉
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

埼玉県告示第千二百五十五号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千二百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、行田農業振興地域及び南河原農業振興地域については、行田農業振興地域として統合し、別図のとおり変更する。

なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県加須農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千二百五十八号

測量計画機関の長である埼玉県東松山農林振興センター所長松岡俊和から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量(確定測量) 土地改良事業

(ほ場整備) 大串地区)

三 作業地域

比企郡吉見町大字大串地内ほか

四 作業期間

平成二十一年七月十七日から平成二十二年三月十五日まで

埼玉県告示第千二百五十九号

測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社支社長伊藤節治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社

二 作業種類

公共測量(三級基準点測量)

三 作業地域

北本市栄町

四 作業期間

平成二十一年九月一日から平成二十二年二月二十二日まで

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百六十号

測量計画機関の長である蕨市長頼高英から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量(二級基準点)

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

平成二十一年八月三十一日から平成二十二年三月十五日まで

埼玉県告示第千二百六十一号

平成二十年埼玉県告示第八百十六号で公示した公共測量(二級及び三級基準点測量)は、平成二十一年一月三十一日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社支社長伊藤節治から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

志木市西原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

志木市幸町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、館一丁目の各一部

四 事務所の所在地

志木市幸町三丁目五番二八号

五 設立認可の年月日

平成二十一年九月十一日

昭和五十九年三月六日

変更認可の年月日

平成二十一年九月十一日

埼玉県告示第千二百六十三号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 土地区画整理事業の名称

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

二 事務所の所在地

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一

三 事業計画の決定の年月日

昭和六十二年三月二十七日

四 変更の年月日

平成二十一年八月十八日

埼玉県告示第千二百六十四号

草加市から草加都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該
図書の写真を書き写しを埼玉県都市整備部公園スタ
ジアム課において縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)第四百四十四条の九第三項の規定
により、次のとおり特約業者の指定を取
り消した。

平成二十一年九月十一日

埼玉県熊谷県税事務所長

高橋貞治

氏名又は名称	下妻石油商事株式会社
代表者の氏名	下妻 慶悟
主たる事務所 又は事業所の 所在地	埼玉県深谷市稲荷町一 一七―一三
指定取消年月日	平成二十一年七月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長

一 許可番号
平成二十一年四月十三日

指令川建七第二〇〇一四五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月三日

第二一〇〇八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字大沢四八九

―の一部、四八九―三、四八九―九、

五〇六―一、五〇六―五、五〇七―五

の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山五〇〇

野口 和夫

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令東整第二〇〇一四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月三日

第二一〇〇八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字山ヶ谷戸字高縄四
六八―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字砂新田九七―五

S&T B―一〇一

中山 由香里

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年八月二十一日

指令川建七第二一〇〇五六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月四日

第二一〇〇八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字打越三〇八

九―三、三〇九―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三〇六

神田 栄子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年六月二十二日

指令川建七第二一〇〇九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月七日

第二一〇〇六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大谷木字森東二
六六番一、二六五番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市大字石井二八八番地一三

若葉台マンション一二八号

明神 孝子

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)号
埼玉新聞社 〒330-0854 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)